



◆勤務先を退職される場合は、国民年金への加入手続きが必要になります。

20歳以上60歳未満の方は国民年金への加入が法律で義務づけられています。次に該当する場合は、加入手続きを行う必要があります。

- ・勤務先を退職された方
- ・勤務先を退職された方に扶養されていた配偶者等

ただし、厚生年金保険等に参加する配偶者等に扶養されることになった場合には、国民年金への加入手続きは必要ありません。

●手続きについて

加入していた厚生年金保険等の資格喪失日を証明できるものと年金手帳などの基礎年金番号が分かる書類をお持ちになり、役場住民課窓口又は最寄りの年金事務所ですべての手続きを行います。

◆20歳以上の学生には、学生納付特例制度があります。

20歳以上の学生(※1)で一定の所得基準(※2)以下の場合には、申請により在学期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例は、原則として申請日に関わらず、4月から翌年3月まで(申請日が1月から3月までの場合は、前年4月から3月までの)の期間を対象としています。

年度ごとの申請のため、毎年4月になると新しい年度の申請ができません。忘れずに申請しましょう。

※1 学生とは、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限が1年以上の課程)などに在学する方で、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

※2 所得基準(申請者本人のみ)
128万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

●申請方法

在学期間が分かる在学証明書

(原本)又は学生証の写しに加えて、基礎年金番号通知書の写し又は年金手帳(氏名の記載がある頁)の写しをお持ちになり、役場住民課窓口又は最寄りの年金事務所ですべての手続きを行います。

●保険料の追納

学生納付特例の承認を受けた期間中は、10年以内であれば保険料を遡って納めること(追納)ができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

なお、学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますのでご注意ください。

●老齢基礎年金との関係

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付済期間等が10年以上必要ですが、学生納付特例制度の承認を受けた期間中は、この10年以上という老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます。ただし、老齢基礎年金額の計算

対象となる期間には含まれません

(満額の老齢基礎年金を受け取るためには、40年の保険料納付済期間が必要です)。このため、将来満額の老齢基礎年金を受け取るために、10年間のうちに保険料を納付(追納)することが出来る仕組みとなっていますので、早めに申請されることをお勧めします。

なお、追納した保険料は、その年の所得控除(社会保険料控除)の対象となり、所得税・住民税の負担を軽減することができます。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
☎0165-26-9026
日本年金機構 旭川年金事務所
☎0166-72-5002

